え 定期検査お申し込み先 €

指定検査機関

お住まいの市町村により異なります。下図参照ください。



◆定期検査には、手数料がかかります (浄化槽の大きさにより金額が異なります)

浄化槽の 大きさ	10 人槽以下	11~20人槽	21~50人槽	51~300人槽	301~500人槽	501人槽以上
検査手数料 (非課税)	5,000円	7,000円	10,000円	13,000円	15,000円	32,000円

info

定期検査の

お申込には

指定採水員

申込代行

が便利です!

指定採水員制度とは

(10 人槽以下の浄化槽が対象となります)

指定検査機関から指定を受けた採水員(保守点検業者)が 定期検査の補助作業を行うことができます。

また、指定採水員は申込手続の代行ができます。制度の活用を 希望する場合は、保守点検業者にお問い合わせください。

指定採水員が行った現場調査結果と放流水の BOD 測定結果 を基に、指定検査機関が総合判断を行い、検査結果書を発行 します。

申込代行とは

保守点検業者や清掃業者が定期検査の申込を代行できる制度です。

制度の活用を希望する場合 は、保守点検業者又は清掃 業者にお問い合わせくださ い。



ただし、5年に1回 は指定検査機関の 検査員が検査を 行います。





浄化槽法により、年1回の**《定期検査》**受検 が義務付けられています

あなたの浄化槽が きれいな埼玉の水を支えています!

定期検査とは?

浄化槽を

お使いの

っ皆様へ





保守点検や清掃とは別に行う浄化槽の 機能診断のことで、外観検査・水質検査・ 書類検査を行います。毎年1回行わなければなりません。検査結果は県(市)へ も報告されます。指定検査機関に依頼し

て受検してください。

→お申込は裏面に

Y

定期検査と保守点検は

内容と目的が異なります!





保守点検とは?

浄化槽の点検、調整や修理のことです。年3回以上実施しなければなりません。(浄化槽の処理方式や規模によって定められた回数が異なります。)

浄化槽で処理した 排水はどのくらい きれいになっているの?



クサイにおいや 汚水が ど 漏れてくる!



故障や 不具合が ないか心配・



定期検査で早期発見、早期対処





定期検査を受けなくてよい という保守点検・清掃業者 は悪質な業者です。



※浄化槽法第49条第2項に基づき県は各事業者に各浄化槽の維持管理の実施状況等の情報提供を求めています。 情報提供に当たり、事業者が浄化槽上でスマートフォンを操作することがあります。

浄化槽のQ&A

Q1 清掃、保守点検のほかになぜ定期検査 の受検が必要なのですか。

浄化槽は、微生物の働きで生活排水を 浄化して、きれいな上澄みを消毒して流 す施設です。浄化槽の使用者(浄化槽 管理者)には法律で維持管理(定期検査、保守 点検、清掃)が義務付けられています。

保守点検は、微生物が活発に働けるよう浄化槽の 装置を点検・調整し、消毒薬を補充します。

清掃は、働き終わって沈んだ微生物 (汚泥) や固形 物をバキュームカーで引き抜きます。

定期検査は、保守点検や清掃が適正に行われているか、浄化槽がきちんと働いているかを総合的に判断するための検査です。

※ 定期検査は保守点検や清掃を実施していても必ず実施しなければならない検査です。



検査結果は、管轄する環境管理事務所 や保健所設置市等に報告するとともに 保守点検などの維持管理に活かされ、 川をきれいにするのに役立っています。

Q2 長く使っていて定期検査のことをはじめて 聞きました。なぜ今になって言うのですか。

.

浄化槽法が施行された昭和 60 年から定期検査は 義務付けられていますが、皆さんへのお知らせが十分 ではありませんでした。平成17年に法律が厳しくなり、 川の汚れの原因の多くが生活排水であることから、 浄化槽の維持管理に対する都道府県の監督規定が 強化されました。

それ以降、環境への影響が大きい大規模・中規模浄化槽を中心に定期検査の周知・指導を進めてきました。現在は、埼玉の川をきれいにするため、浄化槽の定期検査の受検について、より幅広くお知らせしています。





お住まいの市町村により異なります。下図参照ください。



(4)

T Y

さいたま市浦和区高砂 3-15-1

お住いの地域を管轄する事務所にご連絡ください

埼玉県中央環境管理事務所							
さいたま市浦和区北浦和 5-6-5 浦和合同庁舎	048-822-5199						
2 埼玉県西部環境管理事務所							
川越市新宿町 1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟 4F	049-244-1250						
😉 埼玉県東松山環境管理事務所							
東松山市六軒町 5-1 東松山地方庁舎	0493-23-4050						
4 埼玉県秩父環境管理事務所							
秩父市東町 29-20 秩父地方庁舎	0494-23-1511						
与 埼玉県北部環境管理事務所							
熊谷市末広 3-9-1 熊谷地方庁舎	048-523-2800						
⑥ 埼玉県越谷環境管理事務所							
越谷市越ヶ谷 4-2-82 越谷合同庁舎	048-966-2311						
🥖 埼玉県東部環境管理事務所							
杉戸町清地 5-4-10	0480-34-4011						
埼玉県環境部水環境課							

以下の市にお住いの方はこちらにご連絡ください

・さいたま市

さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号 048-829-1331

·川越市

川越市元町1丁目3番地1 049-224-5894

・川口市

川口市朝日 4-21-33 048-228-5389

·越谷市

048-830-3083

FAX048-830-4773

越谷市越ヶ谷四丁目 2番 1号 048-963-9181

市町は市町浄化槽担当課にご連絡ください。(浄化槽法の指導権限を市町に移譲しています)

◆いずれも平日 9:00~17:00 にお願いします。

Q3 指定検査機関とはどういうものですか。

浄化槽の定期検査を行う者として、浄化槽法に基づいて知事が指定した法人です。

指定の要件(技術力、信頼性など)は法律(規則)で定められています。

現在、次の 2 法人が指定を受けて、検査を実施しています。それぞれ管轄地区が異なります。(4頁参照)

- ●一般社団法人埼玉県環境検査研究協会 (昭和61年3月31日指定)
- ●一般社団法人埼玉県浄化槽協会 (昭和61年9月22日指定)

Q4 定期検査はなぜ有料なのですか。

浄化槽を設置している方が浄化槽から排水を流すことについて、公共の川を汚さないよう法律で基準が定められています。

.

基準が守られているかを確認することは個人の義務であり、そのための検査実費を個人が負担するというのが法律の考え方です。

Q5 指定採水員、申込代行はどのように利用できますか。

• • • • • • • • • •

指定採水員制度については、県 HP の浄化槽保守 点検業者名簿に指定採水員の資格を有する業者情 報を掲載しています。指定採水員を活用する場合は 資格を有する業者にお申込みください。

申込代行については、保守点検業者または清掃業者で可能な場合がありますので、お問い合わせください。

Q6 定期検査を受けないとどうなるのですか?

県または市町村から浄化槽法第 12 条の 2 に基づき 指導・勧告・命令を受けます。

命令に従わない場合は「30万円以下の過料」の罰則を受けることがあります。

